

◀新型コロナウイルス感染の影響で配分金収入が大きく減少した方へ（情報提供）▶

## 1 「持続化給付金」について

### ○持続化給付金とは？

「新型コロナウイルス感染拡大により、大きな影響を受けた事業者（個人事業主）に対して、事業の継続をサポートするための給付金となります。」

### ○対象者は？

「フリーランスを含む個人事業主」  
※委任・請負で就業しているシルバー人材センター会員も含まれる可能性があります。

### ○給付対象となる条件は？

「2019年1月～2019年12月に委任・請負で就業し配分金収入のある方」で



- ・ 2019年の収入を確定申告している、もしくは市民税・県民税を申告している方
- ・ 配分金が主たる収入である方（年金等の収入より配分金収入が少ない方は対象外）
- ・ 2019年の月平均収入が2020年の月収入と比較して半分以下になった月がある方（あくまでの新型コロナウイルス感染拡大の影響によるもののみ）

※以上の条件等を満たして申請すれば給付を受けられる可能性がありますので、詳細は次ページに記載してある「問合せ先」に確認願います。

※個人の収入状況等によりますので、必ず給付の対象となるとは限りません。

※シルバー派遣で働いている方は対象外となります。

### ○必要な添付書類は？

「2019年の収入があることを示す書類」

- ①業務委託契約書等、持続化給付金業務委託契約申立等のいずれか
- ②支払調書、支払証明書、源泉徴収票のいずれか（支払者の署名・押印必要）  
→ 対象月の当年・前年の月別明細が必要となる可能性あり
- ③通帳の写し

※①～③の書類の中からいずれか2つの書類が必要となりますので、ご自身で用意できる「②と③」をお勧めします。

## ○問合せ先

《相談ダイヤル》

持続化給付金事業コールセンター TEL0120-115-570 [IPTel専用回線] 03-6831-0613

※受付時間 8：30～19：00

※申請支援窓口の設置場所についてはお問合せ願います。